

桶川市デジタル田園都市構想総合戦略有識者会議設置要綱

(平成27年7月13日市長決裁)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定及び推進に当たり、総合的かつ専門的な見地から有識者の意見を聴取するため、桶川市デジタル田園都市構想総合戦略有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 桶川市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定等に関すること。
- (2) 総合戦略の企画、推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、専門的な知識経験を有する学識経験者及び有識者のなかから選定した委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に第3条に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。